

内部検査の対象区画に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

内部検査の対象区画に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) Z7 においては、定期的検査における内部検査や板厚計測等の要件が規定されている。燃料油タンクについては、定期検査において船齢に応じた個数のタンクの内部検査が要求されるが、機関室外及び貨物積載区域外に設けられる燃料油タンクについては、内部検査が要求されていなかった。

IACS は、貨物積載区域に燃料タンクが無い場合であって、機関室外に燃料油タンクが設けられる場合にあっては機関室外の燃料タンクのうちの適当な個数のタンクについても内部検査を実施する必要があるとして、UR Z7 を改正し、2016 年 6 月に UR Z7(Rev.25)として採択した。

このため、UR Z7(Rev.25)に基づき、関連規定を改めた。

併せて、定期検査における検査項目がより明確になるよう、内部検査の対象区画に関する表の構成を改めた。

改正内容

- (1) 貨物積載区域に燃料油タンクが無い場合に、機関室外の燃料油タンク（ある場合）の内部検査を実施するよう改めた。
- (2) タンカー、危険化学品ばら積船、液化ガスばら積船、ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船において、内部検査の対象区画をその他の貨物船の要件と整合するよう改めた。
- (3) バラストタンクの精密検査において、二重底タンクが含まれる旨明確となるよう改めた。
- (4) 射水試験及び圧力試験について、鋼船規則検査要領 B 編附属書 2.1.5-1.を参照するよう改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 1.3.1, 表 B3.3, 表 B4.1, 5.2.3, 5.2.4, 表 B5.1, 表 B5.2, 表 B5.3, 表 B5.4, 表 B5.6-1, 表 B6.1
鋼船規則検査要領 B 編 B3.2.3, B4.2.3, B5.2.3, B6.1.1